

尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業（以下「事業」という。）は、地域で自主的な活動を展開する住民グループに対して、予算の範囲内で尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金（以下「補助金」という。）等を交付することにより、地域における高齢者の自主的なふれあい活動や健康づくり等の取組を奨励し、もって高齢者の地域交流及び介護予防を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) サロン 住民グループが主体となり、補助金の交付を受けて実施する自主活動をいう。
- (3) 体操 サロンにおいて実施する、要支援高齢者でも行える軽易な運動をいう。
- (4) グループ サロンを実施する住民グループで、構成員に5人以上の市内に住所を有する高齢者を含み、かつ暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を含まないものをいう。
- (5) メンバー グループの構成員をいう。
- (6) 健康チェック サロンにおいてメンバーが自ら実施する体力測定であって、下記の項目などを測定するものをいう。
 - ア 身長
 - イ 体重
 - ウ 血圧
 - エ 指輪っかテスト

(サロンの活動)

第3条 サロンは、次の各号に定めるとおりに実施するものとする。

- (1) 利用者のための座席を設け、利用者間の交流を行うこと。また、湯茶を提供する場合は無料又は低額で提供することとし、酒類や食事は提供しないこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず利用者に食べ物を提供する際は、原則として市販の簡易な茶菓子程度に留めること。
- (3) 看板等の掲出により、サロンが開催されている旨を周知すること。
- (4) サロンは、メンバー以外の者に対しても広く開放し、原則として利用を希望する者の利用を妨げないこと。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
 - ア サロンの規模に比して著しく多数の利用希望者がいるとき。
 - イ 当該者に利用させることでサロンの運営に著しい支障をきたすと認められるとき。
 - ウ 当該者が暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき。

(5) サロンの利用希望者が市内に住所を有する高齢者であるときは、原則としてグループのメンバーに加えたうえでサロンに参加させ、その参加状況をサロンの開催日ごとに把握し、記録すること。また、1月程度欠席が続きかつその事情が知れないメンバーがいるときは、電話や訪問等により安否を確認すること。

(6) メンバーの個人情報（個人情報の保護に関する法律個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）は、漏えい、滅失又はき損しないよう適切に管理し、サロン以外の目的には使用しないこと。また、個人情報の取得に当たっては利用目的を明示し、本人の同意を得たうえで取得すること。

2 前項各号に定めるもののほか、グループは、サロンにおいて高齢者の交流促進や介護予防に資する活動を自由に実施することができる。ただし、次の各号に定めるものは実施してはならない。

- (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動（ただし、事業の目的に資すると市長が認めるものはその限りでない。）
- (2) 参加に際して高額な用具の購入を要するなど、明らかに対象者が一部の者に限定される活動
- (3) その他事業の趣旨に適合しないと認められる活動

（開催回数及び時間）

第4条 サロンは月に2回以上、あらかじめ定めた日の午前9時から午後9時までの間に2時間以上開催するものとする。

（開催場所）

第5条 サロンは、原則として地域の実情に応じて不特定多数の人が集まりやすい場所において開催するものとする。ただし、市長がサロンの開催場所として不適当と認める施設においては実施できないものとする。

（人数）

第6条 サロンは、1回につき少なくとも5人以上の高齢者が参加して実施するものとする。

（体操）

第7条 体操は、サロンと同日かつ原則として同所において行うものとする。ただし、これにより難い事情のあるときは、サロン周辺の場所において実施してもよいものとする。

（補助対象経費）

第8条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サロンの実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、市から他の補助金等の交付を受けて実施するものは除くこととし、その他に利用料等の収入がある場合は、その経費を除いた額を補助対象経費とする。

- (1) 会場使用料及び賃借料

- (2) 光熱水費（会場の使用料及び賃借料に含まれない場合に限る。）
- (3) 備品購入費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信費
- (7) 行事保険に係る保険料
- (8) 商業施設等におけるサービス提供費
- (9) 講師謝礼
- (10) その他市長が特にサロンの運営に必要と認める経費

（サロンの実施期間）

第9条 サロンは、上半期（4月から9月までをいう。）又は下半期（10月から翌年3月までをいう。）を
一の実施期間とし、上半期又は下半期の途中でサロンを開始した場合には、当該半期の末日までをサロ
ンの実施期間（以下、「実施期間」という。）とする。

（補助金及び上限額）

第10条 交付する補助金の額は、実施期間ごとにおいて、現に要した補助対象経費とする。ただし、サロ
ンを実施した日数に1,000円を乗じて得た額の合計を、補助金の上限とする。

2 前項のサロンの実施日数を算定するにあたっては、同一週内に2回以上サロンを実施した場合であつ
ても、1日として数えるものとする。

（補助上限の加算）

第10条の2 前条第1項に規定する補助金の上限の算定において、次に定める条件を満たすグループは、
その実施期間中のサロン実施状況に応じ、同項に規定する額に次に定める額を加算するものとする。

- (1) サロンの実施日すべてにおいて体操を実施したとき 1日につき500円
- (2) サロンを週1回程度実施したとき 1日につき500円
なお、「週1回程度」とは、実施期間中における最大補助可能日数の7割を超える日数において、サ
ロンを実施することをいう。
- (3) 認知症の予防に資する取組を実施したとき 1日につき500円
- (4) 健康づくり、支え合い活動等への理解を深めるための学習会を実施したとき
1日につき500円
- (5) 商業施設等でサロンを実施し、参加者にサービスを提供したとき 1人につき300円
- (6) 健康チェックを実施したとき 1人につき500円
- (7) 第1号及び第2号に該当し、開催1回あたりの平均参加者数が10人を超えるとき
 - ア 平均参加者数が20人以下であるとき 1日につき500円
 - イ 平均参加者数が20人を超えるとき 1日につき1,000円

- 2 前項第5号に掲げる加算については、月あたり2回を実施の上限とする。
- 3 第1項第6号に掲げる加算については、実施期間中に1回分を上限とする。

(介護予防ポイント)

第10条の3 市長は、実施期間ごとにおいて、サロンに参加した人数に50ポイントを乗じて得た合計を、介護予防ポイント（以下、「ポイント」という。）として団体に付与する。

(交付申請等)

第11条 補助金及びポイント（以下、「補助金等」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類（2回目以降の申請については、第1号を除く。）を、市長に提出するものとする。

- (1) 尼崎市高齢者ふれあいサロン開設届
- (2) 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付申請書
- (3) 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書
- (4) 補助上限額加算計算書（予算・実績）

(交付決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金等の交付の可否を決定し、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(変更等の手続)

第13条 補助金等の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、第11条の申請に係る申請事項を変更しようとするとき又はサロンを中止若しくは廃止しようとするときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) メンバーの異動（代表者の交代を除く。）
- (2) 開催の日又は時間の臨時的な変更

(変更等の承認)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認（不承認）決定通知書により、決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、変更等を承認することにより交付決定額を変更すべきときは、第13条の交付決定を変更するものとする。

(実施報告)

第15条 決定者は、サロンを完了又は廃止したときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書及び補助上限額加算計算書（予算・実績）を、実施期間の最終日又は事業の廃止の日から14日以内に、市長に提出するものとする。

2 第10条の2第1項第6号に定める加算を受ける決定者は、前項に定める書類に加え、健康チェック実施報告書を当該完了又は廃止の日から14日以内に、市長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第16条 市長は、前条の実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付する補助金等を確定し、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付額確定通知書により、決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 前条の通知を受けた決定者は、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付請求書（兼受領委任状）を、市長へ提出するものとする。

（サロンの経理等）

第18条 決定者は、サロンの経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の決定者は、前項の帳簿及び証拠書類をサロンの完了又は廃止の日から5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支払済みの補助金があるときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（実施の細則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、補助金の交付に係る申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。